３　新開示府令第二号様式（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第七号様式（新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第八号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

４　新開示府令第四号の三様式（新開示府令第九号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書（法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

省　令

○法務省令第二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第九条第八項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

法務大臣　三好　雅子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（記録を希望する外国人のための登録） **第七条の二**　［略］ ２　法第九条第八項第一号ハ⑵に規定する法務省令で定める回数は、次に掲げるとおりとする。 一　次項第二号イ、ロ又はニに該当する者　前項の規定による出頭の日以前一年以内に一回 二　前項に規定する出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める者又は次項第二号ハに該当する者　前項の規定による出頭の日以前一年以内に二回 ３　法第九条第八項第一号ハ⑷に規定する法務省令で定める要件は、次の各号（第一項に規定する告示をもつて定める者にあつては、第一号及び第二号を除く。）のいずれにも該当することとする。 一　［略］ 二　次のいずれかに該当すること。 イ　次のいずれかの公私の機関の役員又は常勤の職員の地位にある者であること。 ［⑴～⑹　略］ ロ　［略］ ハ　十分な資力信用があることを認めるに足りるクレジットカードを所持していること。 ニ　イからハまでのいずれかに該当する者として法第九条第八項の規定による登録を受けた者の配偶者又は未成年で未婚の子であること。 ［三・四　略］ ［４～８　略］	（記録を希望する外国人のための登録） **第七条の二**　［同上］ ２　法第九条第八項第一号ハ⑵に規定する法務省令で定める回数は、前項の規定による出頭の日以前一年以内に二回とする。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ ３　法第九条第八項第一号ハ⑷に規定する法務省令で定める要件は、次の各号（第一項に規定する告示をもつて定める者にあつては、第一号及び第二号を除く。）のいずれにも該当することとする。 一　［同上］ 二　次のイ又はロのいずれかに該当すること。 イ　希望者登録の申請の時点において、一年以上継続して次のいずれかの公私の機関の役員又は常勤の職員の地位にあり、かつ、当該申請後も引き続き当該地位にあることが予定される者であること。 ［⑴～⑹　同上］ ロ　［同上］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［三・四　同上］ ［４～８　同上］